

○皇學館大学受託研究取扱規程

（目的）

第1条 この規程は、皇學館大学（以下「本学」という。）が、学外諸団体等から研究・調査等の委託を受け、これを受託する場合（以下「受託研究」という。）の取り扱いについて、必要な事項を定める。

（適用除外）

第2条 次の場合は、この規程を適用しないものとする。

- (1) 学外諸団体等の公募する研究事業に応募し、採択された場合
- (2) 学外諸団体等から研究委員等の委嘱を受けることについて、本学が認めた場合
- (3) その他この規程を適用することが著しく不都合であると認められた場合

（受託研究の受入）

第3条 受託研究は、本学の教育・研究上有意義であり、教育・研究に支障の生ずる恐れがない場合に受け入れるものとする。

（受託研究の申込及び受入決定）

第4条 本学に研究の委託をしようとする者（以下「委託者」という。）は、所定の様式による受託研究申込書を研究を担当させようとする本学教員（以下「研究担当者」という。）の属する学部の長又は機関の長（以下「受託責任者」という。）を経て、学長に提出しなければならない。

2 学長は、前条に定める要件を満たすと認めた場合、当該受託研究の受け入れを決定するものとする。

（受入決定の通知）

第5条 学長は、前条により受託研究の受け入れを決定したときは、委託者、受託責任者及び研究担当者にその旨通知するものとする。

（契約の締結）

第6条 学長は、受託研究の受け入れを決定した場合は、委託者との間で受託研究契約を締結するものとする。

2 前項の契約は、必要に応じて受託責任者名により締結することができる。

（契約の条件）

第7条 前条の受託研究契約には、次の各号の条件を付すものとする。

- (1) 受託研究は、委託者が一方的に中止できないこと。
- (2) 受託研究費により購入した設備備品は、本学に帰属すること。
- (3) 受託研究費の納入方法及び納入時期を明記すること。
- (4) 一旦納入した受託研究費は、返還しないこと。
- (5) やむを得ない理由により受託研究を中止し、又は研究期間を延長したことにより生じた委託者の損害について、本学はその責任を負わないこと。
- (6) 契約書に記載のない事項については、双方の協議により決定すること。

（受託研究費の算定）

第8条 受託研究費は、直接経費と間接経費の合計額とする。

2 直接経費は、旅費交通費、設備備品費、消耗品費、印刷製本費及び謝金等の当該研究に直接必要な経費をいう。

3 間接経費は、光熱水費、施設設備使用に要する経費及び事務管理経費等の当該研究に間接的に要する経費をいい、直接経費の10%相当額とする。

（受託研究費の収納）

第9条 受託研究費は、法人会計において収納する。

（研究経費の支出）

第10条 受託研究を行うため必要な経費は、直接経費額の範囲で法人会計から支出する。

（研究の中止等）

第11条 学長は、委託者から受託研究の中止又は研究期間の延長の申し入れがあった場合及びやむを得ない理由があると認めた場合には、受託研究の中止又は研究期間の延長を決定することができるものとする。

2 受託責任者は、受託研究の中止又は研究期間の延長の必要が生じたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

（研究完了の報告）

第12条 受託責任者は、受託研究完了後速やかに受託研究報告書を学長に提出しなければならない。

（研究成果の公表）

第13条 研究担当者は、受託研究についての成果を時期及び方法について委託者と協議のうえ、公表することができる。

（庶務）

第14条 受託研究に関する庶務は、研究開発推進センターにおいて処理する。

（規程の改廃）

第15条 この規程の改廃は、全学教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成16年4月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月15日から施行する。

年 月 日

皇學館大学学長 殿

委託者 住所

氏名

印

受 託 研 究 申 込 書

下記のとおり研究（調査）を委託したく、皇學館大学受託研究取扱規程に基づき申し込みいたします。

記

1. 研究（調査）題目
2. 研究目的及び内容
3. 希望する研究担当者
4. 希望する研究（調査）期間
5. その他

受託責任者